特別清算終結

平成２６年（ヒ）第５号
北海道函館市昭和３丁目22番１号
清算株式会社　株式会社函館健康センター
１　決定年月日　平成27年２月20日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
函館地方裁判所民事部

平成２２年（ヒ）第５３号
名古屋市東区徳川２丁目11番６号
清算株式会社　株式会社ミューマ
代表清算人　鵜飼　眞弓
１　決定年月日　平成27年２月20日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（ヒ）第５４号
名古屋市東区豊前町２丁目９番地
清算株式会社　株式会社エムシースタジオ
代表清算人　鵜飼　眞弓
１　決定年月日　平成27年２月20日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（ヒ）第１００１号
島根県松江市八幡町796番地30
清算株式会社　井上製材株式会社
１　決定年月日　平成27年２月20日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
松江地方裁判所民事部

特別清算協定認可

平成２２年（ヒ）第７号
沖縄県沖縄市中央２丁目28番１号
清算株式会社　沖縄市アメニティプラン株式会社
１　決定年月日　平成27年２月19日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
１　利息・遅延損害金の免除
協定債権のうち特別清算開始決定後の利息・損害金については、本協定認可決定確定時に免除を受ける。
２　弁済の場所及び端数の処理
⑴　協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
⑵　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
第２　担保権付債権
１　担保権付債権とは、協定債権のうち清算株式会社が所有する不動産その他の資産について、特別清算開始決定日までに担保権を設定している債権（仮登記権利者を含む）で、その担保権で担保された範囲のものをいう。
２　担保物の評価
担保権の対象となっている資産は、金５億8700万円で評価し、本協定の認可決定が確定した後速やかに換価処分する。ただし、評価額から金500万円を測量費用等の換価処分に必要な経費として控除し、弁済原資から除外する。
３　担保権付債権の弁済
⑴　第１抵当権付債権の弁済額を金５億4500万円とし、すべて元本債権に充当し、残余の債権・利息及び損害金については、本協定の認可決定が確定した日に免除を受ける。但し、沖縄県議会において、沖縄県の清算株式会社に対する債権放棄の議案が承認の決議をされたときに、その効力を生ずるものとする。
⑵　第２及び第３抵当権付債権の弁済額については、両者を合わせて金3700万円とし、第２及び第３抵当権付債権の額に応じて弁済し、いずれの債権についてもすべて元本に充当し、残余の債権、利息及び損害金については、本協定の認可決定確定時に免除を受ける。
⑶　担保権付債権の弁済場所
担保権付債権の弁済は、担保権付債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
⑷　担保権付債権の弁済期限
担保権付債権の弁済期限を平成27年３月31日までとする。
第３　一般債権
１　定義
一般債権とは、協定債権のうち、担保権付債権、保証金・敷金債権に該当しないものをいう。
２　一般債権の弁済原資
一般債権に対する弁済原資は、清算株式会社の運転資金である賃料収入等約１億1000万円（平成27年３月末日の概算）と土地賃貸人からの保証金の返還金約6800万円（保証金8000万円から借地権譲渡承諾料469万8000円と「あしびなー」に返還する保証金704万円を控除した額）から清算株式会社の経営・清算手続きに必要な経費約4000万円を控除した約１億3800万円となる。
３　一般債権の弁済方法
上記２の弁済原資から、一般債権のうち、以下の区分に従って弁済し、残余の債権、利息及び損害金については、本協定の認可決定確定時に免除を受ける。
ア、沖縄県那覇県税事務所　金500万円
イ、保証人団　金5000万円
ウ、清算人に対する退職金相当の報酬　金2200万円
エ、沖縄市　金6000万円
ただし、弁済原資が清算結了までの必要経費を上回り配当原資が残る場合には、すべてを沖縄市に弁済し充当する。
那覇地方裁判所民事第３部

再生手続開始

平成２７年（再）第１号
札幌市西区八軒九条西10丁目１番66号
再生債務者　株式会社丸三北栄商会
代表者代表取締役　齊藤　隆夫
１　決定年月日時　平成27年２月20日午前10時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年３月13日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成27年４月10日から平成27年４月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（再）第１号
熊本市東区長嶺東８丁目５番１号
再生債務者　株式会社ケイティ
代表者代表取締役　佐伯　一之
１　決定年月日時　平成27年２月18日午後１時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年３月18日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成27年４月22日から平成27年５月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部

再生債権の特別調査期間

平成２６年（再）第１号
新潟県阿賀野市山口町１丁目６番22号
再生債務者　株式会社庭山組
特別調査期間　平成27年３月24日から平成27年３月26日まで
平成27年２月20日
新潟地方裁判所新発田支部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２６年（再）第１号
新潟県阿賀野市山口町１丁目６番22号
再生債務者　株式会社庭山組
１　決議に付する再生計画案　平成26年12月４日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
３　債権者集会
⑴　期日　平成27年４月22日午後１時10分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
４　書面投票期間　平成27年４月15日まで
５　議決権不統一行使の通知期限　平成27年４月８日
平成27年２月20日
新潟地方裁判所新発田支部

再生計画認可

平成２６年（再）第１号
山形県尾花沢市大字荻袋字西荻原1284番地18
再生債務者　有限会社尾花沢食品
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会において可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成27年２月19日　山形地方裁判所民事部

再生手続終結

平成２２年（再）第１号
山口県下関市豊田町大字中村386番地
再生債務者　下関工業株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成27年２月19日　山口地方裁判所下関支部